

教育職員検定における注意点

・教育職員検定による申請（別表第3から別表第8等）の場合、学力に関する証明書は「**新法**」での取扱いになります。そのため、失効した免許状の申請に係る単位を「旧法」以前で修得されている場合は、単位を修得した大学において、「新法」の学力に関する証明書に単位の読替えをする必要があります。**単位の読替えができない場合、単位不足等により免許状の再申請ができない場合がありますので、ご了承ください。**

・上記申請のうち、実務経験を活かして申請する場合の実務については、**教員免許状が失効する前の実務経験を使用することができます。ただし、失効前における基礎免許状取得後の実務に限ります。**